

事 務 連 絡

平成 28 年 10 月 11 日

都道府県薬剤師会 事務（局）長 殿

日本薬剤師会

総 務 部 総 務 課

厚生労働省の関与を誤解させる表現を用いた助成金について（注意喚起）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたび、厚生労働省の関与を誤解させる表現を用いた助成金について、情報を入手しましたので、お知らせいたします。

本件は、助成対象の診断及び受給額の無料査定をするといった記載内容の書面を送付し、勧誘するものです。

同省は、本件のものと思われる事案について、ホームページ上で「この勧誘に関与しているという事実はありませんので、十分に御注意ください」と注意喚起しておりますので、貴会会員にご周知くださいますようお願いいたします。

なお、同省HPでは、このほかの不審な情報についても注意喚起されておりますので、併せてご留意くださいますようお願い申し上げます。

記

○厚生労働省ホームページ (<http://www.mhlw.go.jp/>)

※トップページの下部 **御注意ください** の項をご参照ください。

以上

○厚生労働省の関与を誤解させる表現を用いた助成金に関する案内文書
類似例についてもご注意ください。

重要書類

2016年9月28日

平成28年度 厚生労働省助成金 ご案内

経営者様・人事担当者様

助成金相談窓口

清水 史浩



秋涼の候、貴社ますますご繁栄のこととお慶び申し上げます。

現在厚生労働省にて、返済の必要がない様々な助成金が用意されており、既に多くの事業主様でのご活用が進んでおります。労働者の就労環境を見直すことで支給される助成金や人材育成に力を入れている事業主様に支給される助成金等、多くの助成金が用意されています。

助成金は中小企業の活性化のために支給されております。事業主の皆様が普段納められている、雇用保険料が財源となっておりますので、是非この機会に助成金を最大限活用していただければ幸いです。

以下6つの項目に当てはまると助成金受給の対象となります。(助成金共通項目)

▼ 一般的にクリアされている事業所がほとんど

- 雇用保険に加入をしている
- 正社員は健康保険・厚生年金に加入をしている
- 労働保険料の滞納はない
- 過去3年間助成金の不支給措置をとられていない
- 過去1年間、労働関係法令の違反を行っていない

▼ 注意が必要

- 過去6ヶ月、従業員を事業所都合により退職させていない(事業所からの解雇としていない)

以上の6つ全ての項目に当てはまった場合、平均で約200万円の助成金を受給できる可能性が高いです。

助成金相談窓口にて助成金の申請から受給までの詳細をお伝えしております。

従業員数1名様からでも申請することができる助成金も数多くありますので、一度受給額の無料査定をさせていただければと存じます。以下連絡先にご連絡いただけますよう、お願い申し上げます。

■助成金対応コールセンター：0120-728-974

■メール：support_sales@est-corporation.jp

■担当：水谷・浅井

申請をされた事業主様のみが受給されている助成金です。受給された助成金の用途において、必要経費を差し引いた分につきましては、事業主様ごとに自由にご利用いただけます。是非、助成金を経営の強化資源としてご活用いただければ幸いです。お問い合わせお待ちしております。